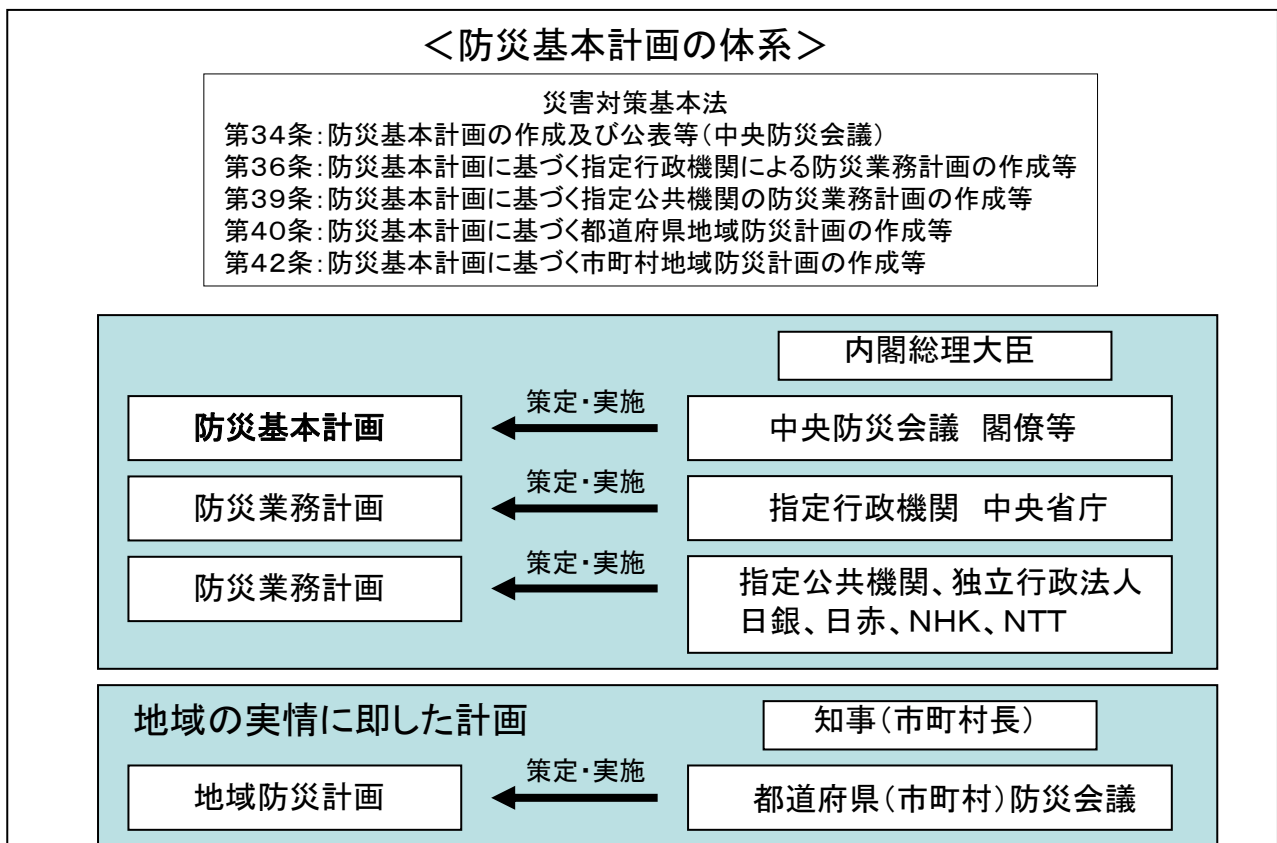
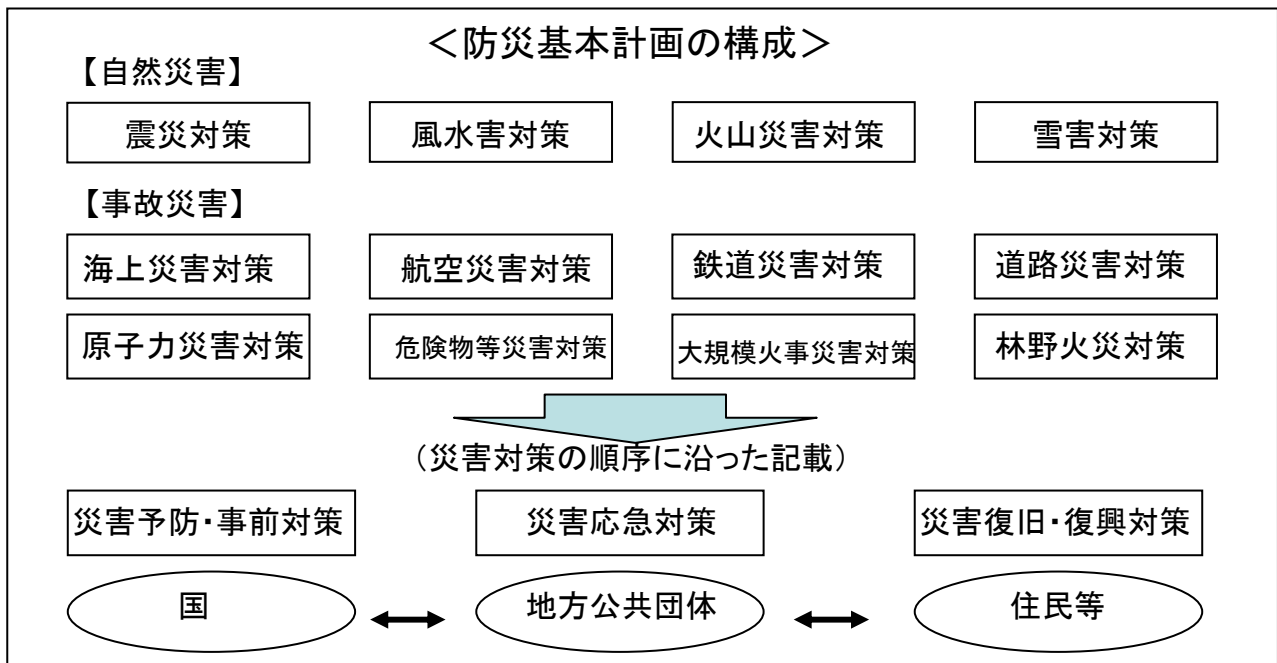


我が国の災害対策の推進状況

- 防災対策基本法(昭和36年)に基づき、総合的・計画的に防災行政を整備・推進。
- 本法に基づき、防災基本計画の作成や防災に関する重要事項等の審議を行う中央防災会議(会長:内閣総理大臣)を設置。また、内閣府に、防災担当大臣が置かれており、防災に関する基本的な政策に関する事項及び大規模災害発生時等の当該災害への対処に関する事項に関して、企画立案・総合調整等を所掌。
- 防災基本計画において、防災体制の確立、防災事業の促進、災害復興の迅速適切化、防災に関する科学技術及び研究の振興、防災業務計画及び地域防災計画において重点をおくべき事項について、基本的な方針を提示。



「平成18年度の防災に関する計画」より抜粋。

（科学技術の研究推進、災害予防、国土保全、災害復旧等の項目別にまとめられている。）